

第43号議案

神戸市市税条例の一部を改正する条例の件

神戸市市税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成28年6月13日提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市市税条例の一部を改正する条例

神戸市市税条例（昭和25年8月条例第199号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「掲げる期間」を「定める日又は期限までの期間」に改め、同項第1号、第2号及び第3号中「までの期間」を削り、同項第4号中「場合で」を「場合において、」に改め、「当該申告書の提出期限」の次に「。以下この号において同じ。」を加え、「までの期間又はその期間の末日」を「又は当該申告書を提出した日」に、「経過する日までの期間」を「経過する日」に改め、同項第5号中「した期間」の次に「の末日」を加え、「までの期間」を削り、同条第3項中「場合で」を「場合において、」に改め、同条中第4項を第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 法第326条第3項の規定の適用を受ける税額については、同項各号に掲げる期間を延滞金の基礎となる期間から控除する。

第18条第1項第4号中「、第42条の12の4及び第42条の12の5（第1項から第6項まで、第10項から第12項まで、第14項及び第16項を除く。）」を「及び第42条の12の4」に改め、同項第4号の3中「、第68条の15の5及び第68条の15の6」を「及び第68条の15の5」に改め、同項第6号中「第29条の6」を「第29条の4」に改める。

第27条の4に次の1項を加える。

3 法第321条の2第4項の規定の適用を受ける不足税額については、同項各号に掲げる期間を延滞金の基礎となる期間から控除する。

第30条の3の2第1項中「第66条の4第17項第1号」を「第66条の4第21項第1号」に、「第66条の4の3第11項及び第67条の18第10項」を「第66条の4の3第14項及び第67条の18第13項」に改める。

第30条の4に次の1項を加える。

3 法第321条の12第4項の規定の適用を受ける税額については、同項各号に掲げる期間を延滞金の基礎となる期間から控除する。

第36条の3中第7項を第9項とし、第6項を第8項とし、第5項を第7項とし、第4項を第5項とし、同項の次に次の1項を加える。

6 法附則第15条第33項第1号に規定する条例で定める割合は3分の2とし、同項第2号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。

第36条の3中第3項の次に次の1項を加える。

4 法附則第15条第29項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

第36条の3に次の1項を加える。

10 法附則第15条第42項に規定する条例で定める割合は、5分の4とする。

第79条の3の3に次の2項を加える。

3 法第483条第4項の規定する場合における不申告加算金額は、同項に定めるところによる。

4 法第484条第3項の規定する場合における重加算金額は、同項に定めるところによる。

第124条に次の2項を加える。

3 法第609条第4項の規定する場合における不申告加算金額は、同項に定めるところによる。

4 法第610条第3項の規定する場合における重加算金額は、同項に定めるところによる。

第177条の7の2に次の2項を加える。

3 法第701条の12第4項の規定する場合における不申告加算金額は、同項に定めるところによる。

4 法第701条の13第3項の規定する場合における重加算金額は、同項に定めるところによる。

第177条の29に次の2項を加える。

3 法第701条の61第4項の規定する場合における不申告加算金額は、同項に定めるところによる。

4 法第701条の62第3項の規定する場合における重加算金額は、同項に定める

ところによる。

附則第4条の4を次のように改める。

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第4条の4 法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用する法第314条の2第1項第2号の規定による控除については、法附則第4条の4第3項及び第4項に定めるところによる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第13条、第18条第1項第6号、第27条の4、第30条の4、第79条の3の3、第124条、第177条の7の2及び第177条の29の改正規定並びに附則第3項及び第6項から第9項までの規定 平成29年1月1日
 - (2) 第18条第1項第4号及び第4号の3並びに第30条の3の2第1項の改正規定並びに附則第4項の規定 平成29年4月1日
 - (3) 附則第4条の4の改正規定 平成30年1月1日

(市民税に関する経過措置)

- 2 この条例による改正後の神戸市市税条例（以下「新条例」という。）第27条の4第3項の規定は、附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日以後に地方税法等の一部を改正する法律等の法律（平成28年法律第13号）による改正後の地方税法（以下「新法」という。）第321条の2第2項に規定する納期限が到来する個人の市民税に係る延滞金について適用する。
- 3 新条例第30条の4第3項及び第13条第4項の規定は、附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日以後に新法第321条の12第2項又は第326条第1項に規定する納期限が到来する法人の市民税に係る延滞金について適用する。
- 4 新条例附則第4条の4の規定は、平成30年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

- 5 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成28年度以後の年度分の固定

資産税について適用し，平成27年度分までの固定資産税については，なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

- 6 新条例第79条の3の3第3項及び同条第4項の規定は，附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日以後に新法第483条第1項又は第484条第2項に規定する申告書の提出期限が到来する市たばこ税について適用する。この場合において，同日前に当該提出期限が到来した市たばこ税に係る旧法第483条に規定する不申告加算金（同条第4項の規定の適用があるものを除く。）は新条例第79条の3の3第3項に規定する不申告加算金額と，旧法第484条に規定する重加算金は新条例第79条の3の3第4項に規定する重加算金額とみなす。

（特別土地保有税に関する経過措置）

- 7 新条例第124条第3項及び同条第4項の規定は，附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日以後に新法第609条第1項又は第610条第2項に規定する申告書の提出期限が到来する特別土地保有税について適用する。この場合において，同日前に当該提出期限が到来した特別土地保有税に係る旧法第609条に規定する不申告加算金（同条第4項の規定の適用があるものを除く。）は新条例第124条第3項に規定する不申告加算金額と，旧法第610条に規定する重加算金は新条例第124条第4項に規定する重加算金額とみなす。

（入湯税に関する経過措置）

- 8 新条例第177条の7の2第3項及び同条第4項の規定は，附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日以後に新法第701条の12第1項又は第701条の13第2項に規定する納入申告書の提出期限が到来する入湯税について適用する。この場合において，同日前に当該提出期限が到来した入湯税に係る旧法第701条の12に規定する不申告加算金（同条第4項の規定の適用があるものを除く。）は新条例第177条の7の2第3項に規定する不申告加算金額と，旧法第701条の13に規定する重加算金は新条例第177条の7の2第4項に規定する重加算金額とみなす。

（事業所税に関する経過措置）

- 9 新条例第177条の29第3項及び同条第4項の規定は，附則第1項第1号に掲

げる規定の施行の日以後に新法第701条の61第1項又は第701条の62第2項に規定する申告書の提出期限が到来する事業所税について適用する。この場合において、同日前に当該提出期限が到来した事業所税に係る旧法第701条の61に規定する不申告加算金（同条第4項の規定の適用があるものを除く。）は新条例第177条の29第3項に規定する不申告加算金額と、旧法第701条の62に規定する重加算金は新条例第177条の29第4項に規定する重加算金額とみなす。

理 由

地方税法（昭和25年法律第226号）の改正に伴い、条例を改正する必要があるため。

(参 考)

神戸市市税条例 ぬきがき

(____は、改正部分を示す。)

(現 行)

(納期限後に納付する税金又は納入する納入金に係る延滞金)

第13条 市税の納税者又は特別徴収義務者は、納期限（第30条第1項の申告書（法第321条の8第22項の規定による申告書に限る。）に係る税金を納付するときは、当該税金に係る同条第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限とする。納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。以下この項において同じ。）後にその税金を納付し、又はその納入金を納入するときは、当該税額又は納入金額に、その納期限の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付し、又は納入しなければならない。ただし、次の各号に掲げる税額又は納入金額の区分に応じ、当該各号に掲げる期間については、年7.3パーセントとする。

(1) 第27条の2、第28条の3第1項若しくは第3項ただし書、第28条の3の2若しくは第28条の3の5（これらの規定を第34条の7の2において準用する場合を含む。）、第28条の9、第34条の7、第41条、第66条第2項若しくは第3項、第79条の4第2項、第177条の6又は第182条の納期限後に納付する税額又は納入する納入金額 当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間

(2) 第30条第1項の申告書（法第321条の8

(改 正 案)

定める日又は期限までの期間

第1項、第2項、第4項又は第19項の規定による申告書に限る。)又は第78条第1項若しくは第2項、第117条第1項、第129条第1項、第177条の18第1項若しくは第177条の19第1項の申告書でその提出期限までに提出したものに係る税額(第117条第1項、第129条第1項、第177条の18第1項又は第177条の19第1項の申告書に係る場合にあっては、第5号に掲げる税額を除く。)当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間

- (3) 第30条第1項の申告書(法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の規定による申告書に限る。)若しくは第78条第1項若しくは第2項、第117条第1項、第129条第1項、第177条の18第1項若しくは第177条の19第1項の申告書でその提出期限後に提出したもの又は第79条第2項、第118条第2項(第131条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)若しくは第177条の21第2項の修正申告書に係る税額(第117条第1項、第129条第1項、第177条の18第1項若しくは第177条の19第1項の申告書でその提出期限後に提出したもの又は第118条第2項若しくは第177条の21第2項の修正申告書に係る場合にあっては、第5号に掲げる税額を除く。)当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間

- (4) 第30条第1項の申告書(法第321条の8第21項又は第22項の規定による申告書に限る。)に係る税額 第30条第1項の規定により申告書を提出した日(法第321条の8

第23項の規定の適用がある場合で当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限 _____) までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間

- (5) 第119条第3項若しくは第4項（これらの規定を第120条第2項及び第121条の2の2第2項において準用する場合を含む。）、第121条第3項、第121条の2第5項本文又は第132条第5項本文の規定によつて徴収を猶予した税額 当該猶予した期間 _____ 又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間

2 略

- 3 第1項の場合において、法人及び法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、収益事業を行うもの（当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。）又は法人課税信託の引き受けを行うもの（以下この項及び第26条第1項において「法人でない収益事業等を行う社団等」という。）が第30条第1項の申告書（法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の規定による申告書に限る。）を提出した日（当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限）の翌日から1年を経過する日後に第30条第1項の申告書（法第321条の8第22項の規定による申告書に限る。）を提出したときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人及び法人でない収益事業等を行う社団等が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して当該申告書を提出した場合

場合において、

。以下この号において同じ。 又は当該申告書を提出した日 経過する日

の末日

を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該申告書を提出した日（法第321条の8第23項の規定の適用がある場合で当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限）までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

場合において、

4 法第326条第3項の規定の適用を受ける税額については、同項各号に掲げる期間を延滞金の基礎となる期間から控除する。

4 略

（市民税に関する用語の意義）

第18条 市民税について、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)～(3) 略

(4) 法人税額 次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める額をいう。

ア 内国法人 法人税法その他の法人税に関する法令の規定によつて計算した法人税額（法人税法第81条の19第1項（同法第81条の20第1項の規定が適用される場合を含む。）及び第81条の22第1項の規定による申告書に係る法人税額を除く。）で、法人税法第68条（租税特別措置法第3条の3第5項、第6条第3項、第8条の3第5項、第9条の2第4項、第41条の9第4項、第41条の12第4項及び第41条の12の2第7項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第69条及び第70条並びに租税特別措置法第42条の4、第42条の10（第1項、第3項から第5項まで及び第8項を除く。）、第42条の11（第1項、第3項から第5項まで及

5

び第 8 項を除く。), 第42条の11の 2 (第 1 項, 第 3 項, 第 4 項及び第 7 項を除く。), 第42条の12, 第42条の12の 2, 第42条の12の 4 及び第42条の12の 5 (第 1 項から第 6 項まで, 第10項から第12項まで, 第14項及び第16項を除く。) の規定の適用を受ける前のものをいい, 法人税に係る延滞税, 利子税, 過少申告加算税, 無申告加算税及び重加算税の額を含まないものとする。

イ 外国法人 次に掲げる国内源泉所得の区分ごとに, 法人税法その他の法人税に関する法令の規定によつて計算した法人税額で, 法人税法第144条 (租税特別措置法第41条の 9 第 4 項, 第41条の12第 4 項, 第41条の12の 2 第 7 項及び第41条の22第 2 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。) において準用する法人税法第68条 (租税特別措置法第41条の 9 第 4 項, 第41条の12第 4 項及び第41条の12の 2 第 7 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。) 及び第144条の 2 並びに租税特別措置法第42条の 4, 第42条の10 (第 1 項, 第 3 項から第 5 項まで及び第 8 項を除く。), 第42条の11 (第 1 項, 第 3 項から第 5 項まで及び第 8 項を除く。), 第42条の11の 2 (第 1 項, 第 3 項, 第 4 項及び第 7 項を除く。), 第42条の12, 第42条の12の 2, 第42条の12の 4 及び第42条の12の 5 (第 1 項から第 6 項まで, 第10項から第12項まで, 第14項及び第16項を除く。) の規定の適用を受ける前のものをいい, 法人税に係る延滞

及び

第42条の12の 4

及び第42条の12の

税，利子税，過少申告加算税，無申告加算税及び重加算税の額を含まないものとする。

(7)，(1) 略

(4の2) 略

(4の3) 調整前個別帰属法人税額 次に掲げる区分に応じ，それぞれ次に定める額をいう。

ア 連結法人（法人税法第2条第12号の7の2に規定する連結法人をいう。以下この節において同じ。）の同法第81条の18第1項の規定により計算される法人税の負担額として帰せられる金額があるとき

当該法人税の負担額として帰せられる金額に同項第2号から第4号までに掲げる金額並びに租税特別措置法第68条の9，第68条の14から第68条の15の3まで，第68条の15の5及び第68条の15の6の規定により控除された金額のうち当該連結法人に係る金額に相当する金額の合計額を加算した額

，及び第68条の15の5

イ 連結法人の法人税法第81条の18第1項の規定により計算される法人税の減少額として帰せられる金額があるとき 当該法人税の減少額として帰せられる金額を同項第2号から第4号までに掲げる金額並びに租税特別措置法第68条の9，第68条の14から第68条の15の3まで，第68条の15の5及び第68条の15の6の規定により控除された金額のうち当該連結法人に係る金額に相当する金額の合計額から差し引いた額

及び第68

条の15の5

(4の4)，(5) 略

(6) 退職手当等 所得税法第30条第1項に規定する退職手当等（同法第31条において退職手当等とみなされる一時金及び租税特別措置法第29条の6において退職手当等とみなされる金額を含む。）をいう。

(7)～(14) 略

2～4 略

（普通徴収に係る個人の市民税の不足税額等の納付）

第27条の4 略

2 略

（租税条約に基づく申立てが行われた場合における法人の市民税の徴収猶予）

第30条の3の2 市長は、内国法人が法人税法第139条第1項に規定する条約（以下この項及び次条第1項において「租税条約」という。）の規定に基づき国税庁長官に対し当該租税条約に規定する申立て（租税特別措置法第66条の4第1項又は第67条の18第1項の規定の適用がある場合の申立てに限る。）をした場合（外国法人が租税条約の規定に基づき当該外国法人に係る租税条約の我が国以外の締約国又は締約者（以下この項及び次条第1項において「条約相手国等」という。）の権限ある当局に対し当該租税条約に規定する申立て（租税特別措置法第66条の4第1項又は第66条の4の3第1項の規定の適用がある場合の申立てに限る。）をし、かつ、条約相手国等の権限ある当局から当該条約相手国等との間の租税条約に規定する協議（以下この項

第29条の4

3 法第321条の2第4項の規定の適用を受け
る不足税額については、同項各号に掲げる期
間を延滞金の基礎となる期間から控除する。

及び次条第1項において「相互協議」という。)の申入れがあつた場合を含む。)には、これらの申立てをした者の申請に基づき、これらの申立てに係る租税特別措置法第66条の4第17項第1号(同法第66条の4の3第11項及び第67条の18第10項において準用する場合を含む。)に掲げる更正決定に係る法人税額(これらの申立てに係る相互協議の対象となるものに限る。以下この項において同じ。)に基づいて第30条第1項に規定する法第321条の8第23項の規定により申告納付すべき法人税割額又は当該更正決定に係る法人税額に基づいて市長が前条第1項若しくは第2項の規定によつて更正若しくは決定をした場合における当該更正若しくは決定により納付すべき法人税割額を限度として、第30条第1項に規定する法第321条の8第23項又は第30条の2に規定する法第321条の12第1項の規定による納付すべき日又は納期限(当該申請が当該納付すべき日又は納期限後であるときは、当該申請の日とする。)から国税庁長官と当該条約相手国等の権限ある当局との間の合意に基づく国税通則法(昭和37年法律第66号)第26条の規定による更正に係る法人税額に基づいて市長が前条第1項又は第3項の規定によつて更正をした場合における当該更正があつた日(当該合意がない場合その他の政令で定める場合にあつては、政令で定める日)の翌日から1月を経過する日までの期間(第5項において「徴収の猶予期間」という。)に限り、その徴収を猶予することができる。ただし、当該申請を行う者につき当該申請の時において当該法人税割額以外の市税の滞納が

第66条の

4第21項第1号 第66条の4の3第14項
及び第67条の18第13項

ある場合は、この限りでない。

2～5 略

(法人の市民税に係る不足税額の納付)

第30条の4 略

2 略

(固定資産税の課税標準の特例)

第36条の3 略

2, 3 略

4 略

5 略

6 略

7 略

(たばこ税に係る不足税額等の納付)

第79条の3の3 略

2 略

(特別土地保有税に係る不足税額等の納付)

第124条 略

3 法第321条の12第4項の規定の適用を受け

る税額については、同項各号に掲げる期間を

延滞金の基礎となる期間から控除する。

4 法附則第15条第29項に規定する条例で定め

る割合は、2分の1とする。

5

6 法附則第15条第33項第1号に規定する条例

で定める割合は3分の2とし、同項第2号に

規定する条例で定める割合は2分の1とす

る。

7

8

9

10 法附則第15条第42項に規定する条例で定め

る割合は、5分の4とする。

3 法第483条第4項の規定する場合における

不申告加算金額は、同項に定めるところによ

る。

4 法第484条第3項の規定する場合における

重加算金額は、同項に定めるところによる。

2 略

(入湯税に係る不足金額等の納入)

第177条の7の2 略

2 略

(事業所税に係る不足税額等の納付)

第177条の29 略

2 略

附 則

第4条の4 削除

3 法第609条第4項の規定する場合における不申告加算金額は、同項に定めるところによる。

4 法第610条第3項の規定する場合における重加算金額は、同項に定めるところによる。

3 法第701条の12第4項の規定する場合における不申告加算金額は、同項に定めるところによる。

4 法第701条の13第3項の規定する場合における重加算金額は、同項に定めるところによる。

3 法第701条の61第4項の規定する場合における不申告加算金額は、同項に定めるところによる。

4 法第701条の62第3項の規定する場合における重加算金額は、同項に定めるところによる。

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第4条の4 法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用する法第314条の2第1項第2号の規定による控除については、法附則第4条の4第3項及び第4項に定めるところによる。

【第 43 号議案】神戸市市税条例改正案の概要

○医療費控除の特例

改正条文：附則第 4 条の 4

平成 29 年 1 月 1 日から平成 33 年 12 月 31 日までの間に、スイッチ O T C 薬の購入費用を年間 1.2 万円を超えて支払った場合には、平成 30 年度分から平成 34 年度分の個人住民税について、その購入費用（年間 10 万円を限度）のうち 1.2 万円を超える額を所得控除する制度を導入。

○加算金の加重措置

改正条文：第 79 条の 3 の 3，第 124 条，第 177 条の 7 の 2，第 177 条の 29

市たばこ税，特別土地保有税，入湯税及び事業所税について，過去 5 年以内に不申告等に基づき不申告加算金又は重加算金を賦課された者が，再び不申告等に基づき不申告加算金又は重加算金を課される場合，その割合に 10%加重する措置を導入。

○わがまち特例

改正条文：第 36 条の 3

以下の施設等に係る課税標準の特例・税額の減額措置についてわがまち特例を導入した上，適用期限を延長。

- ①津波防災地域づくりに関する法律に規定する推進計画に基づき新たに取得等された津波対策の用に供する償却資産：
1 / 2 を参酌して 1 / 3 以上 2 / 3 以下で条例で定める割合 ⇒ 1 / 2
- ②電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する認定発電設備：
〔太陽光・風力発電設備〕
2 / 3 を参酌して 1 / 2 以上 5 / 6 以下で条例で定める割合 ⇒ 2 / 3
〔水力・地熱・バイオマス発電設備〕
1 / 2 を参酌して 1 / 3 以上 2 / 3 以下で条例で定める割合 ⇒ 1 / 2
- ③認定誘導事業者が整備した公共施設等の用に供する家屋及び償却資産：
4 / 5 を参酌して 7 / 10 以上 9 / 10 以下で条例で定める割合 ⇒ 4 / 5

※条例で定める割合について，各所管課・関係課に意見照会を行った結果，①については，前提となる推進計画を策定していないとの回答を得たことから，現時点では参酌割合を採用することとした。同様に，③についても前提となる立地適正化計画を現時点では策定していないとの回答を得たことから，現時点では参酌割合を採用することとした。また，②については，認定発電設備について現時点では具体的な施策はあるとの回答があったが，現時点では税制上の措置を行う考えはないとのことであった。